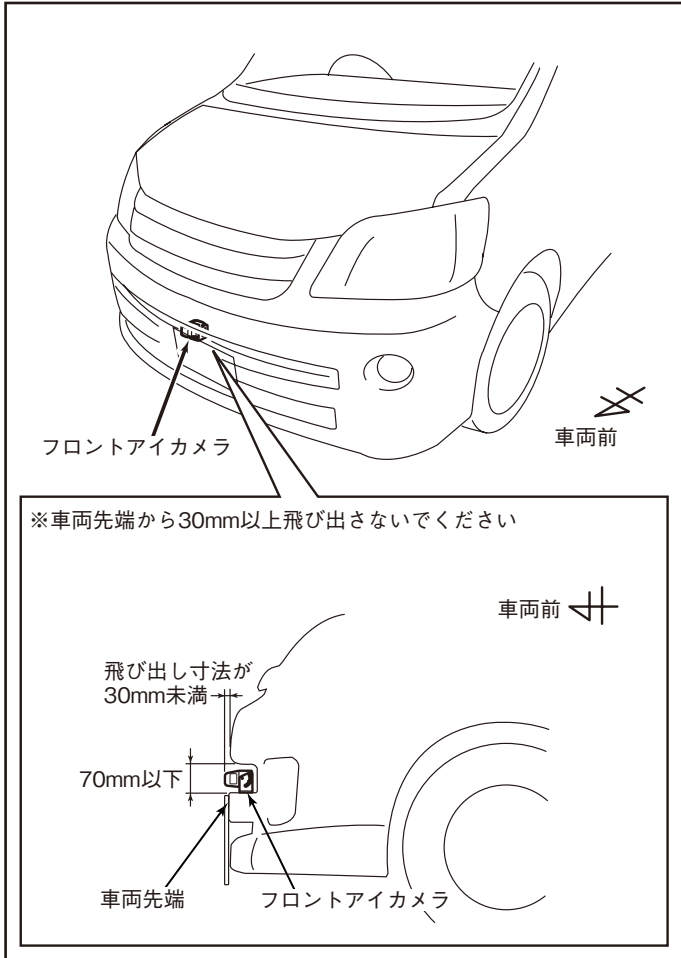


# お願い

「道路運送車輛の保安基準」の「外装技術基準」の改定により、2009年1月1日以降に新車登録されたお車への本製品取付けに際しては、以下の位置に取り付けていただくようお願いします。

保安基準の詳細については、下記国土交通省ホームページ掲載情報をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/kijyun/kokujitou\\_index.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/kijyun/kokujitou_index.pdf)



※上記以外の位置に取付けをされた場合は、保安基準に適合しない場合があります。